

「令和5年度小学生人権ポスターコンテスト」実施要領

1 名称

令和5年度小学生人権ポスターコンテスト

2 主催

函館地方法務局、函館人権擁護委員連合会

3 後援

北海道新聞函館支社、株式会社ファイターズスポーツ&エンターテインメント、株式会社コンサドーレ、株式会社レバンガ北海道

4 趣旨

私たちの周りには、男女差別・障がいのある人への差別など様々な人権問題が存在している。また、最近では、自分の「人権」だけを主張し、他人の「人権」を軽視する風潮が見られ、それに伴って様々な人権侵犯事象が発生し、人権問題はなお深刻な状況にある。小学生の身近な問題としても、友人関係をめぐり、いわゆる「いじめ」の問題が大きな社会問題となっていることから、次代を担う小学生に「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、平等である。」とする人権尊重の理念を理解し、一人一人が改めて人権について考えていただき、豊かな人権感覚を身に付けてもらうことを目的に啓発活動の一つとして、このポスターコンテストを実施するものである。

5 募集規定

(1) 対象

函館地方法務局管内の小学校、義務教育学校に在学する4学年から6学年の児童及び特別支援学校の小学部に在学する4学年以上の児童

(2) テーマ

次のテーマを参考に、様々な角度から作品に表現すること。

- ア 女性問題をテーマとした作品
- イ いじめをテーマとした作品
- ウ 児童虐待問題をテーマとした作品
- エ 高齢者問題をテーマとした作品
- オ 障がいのある人に関する問題をテーマとした作品
- カ 外国人の人権問題をテーマとした作品

- キ インターネット上の人権侵害問題をテーマとした作品
- ク アイヌの人々の人権問題をテーマとした作品
- ケ こどもの権利条約をテーマとした作品
- コ 性的マイノリティに関する問題をテーマとした作品
- サ その他人権の尊重をテーマとした作品

(3) 募集作品

ポスター(規格四ツ切)

(4) 提出期限

令和5年8月31日(木) (必着)

(5) 作品の送付先

作品には裏面に学校名、学年又は学級名、氏名(ふりがな付き)を明記し、各小学校、義務教育学校及び特別支援学校において応募作品を取りまとめの上、次の区分により送付又は持参すること。

ア 函館市、北斗市、七飯町、鹿部町、木古内町、知内町、福島町並びに松前町の小学校、義務教育学校及び特別支援学校

〒040-8533 函館市新川町25番18号

函館地方法務局人権擁護課 TEL(0138)23-9528

イ 江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町及び奥尻町の小学校

〒043-0041 檜山郡江差町字姥神町167番地1

函館地方法務局江差支局 TEL(0139)52-1048

ウ 八雲町、長万部町、森町、今金町、せたな町、寿都町、黒松内町並びに島牧村の小学校及び特別支援学校

〒049-3113 二世郡八雲町相生町108番地8

函館地方法務局八雲支局 TEL(0137)62-2208

6 審査

函館地方法務局人権擁護課、同江差支局、同八雲支局及び各人権擁護委員協議会(以下「各協議会」という。)は、各協議会において集約した作品を、令和5年9月13日(水)必着で函館人権擁護委員連合会へ推薦する。

最終審査は、主催団体委嘱の審査員及び実行委員会において実施する。

7 入賞作品の発表・展示

(1) 発表

令和5年11月上旬に入賞作品を各応募小学校、義務教育学校及び特別支援学校に通知するとともに、北海道新聞社等に報道を依頼する。

(2) 展示期間

令和5年12月以降

(3) 展示会場（予定）

函館市電車内及び管内各地の公共・民間施設等

8 賞の授与

賞は、各学年ごとに次のとおりとし、表彰状及び副賞を授与する。

(1) 最優秀賞（函館地方法務局長賞） 1点

(2) 優秀賞（函館人権擁護委員連合会長賞） 若干点

(3) 奨励賞 若干点

なお、応募者全員に所属の小学校、義務教育学校及び特別支援学校を通じて記念品を贈呈する。

9 表彰日（予定）

令和5年12月2日（土）

10 その他

(1) 応募作品は、返却しない。

(2) 応募作品は、未発表のものに限る。

(3) 応募作品の著作権は、主催者に帰属するものとする。

(4) 入賞作品は、「入賞作品集」に集録し、管内小・中学校、義務教育学校、特別支援学校及び関係機関に配布する。また、ポスター展を開催し、報道機関に掲載を依頼するなど一般に公表することを予定している。

(5) 報道機関への掲載及び転載を許可する場合、その都度本人の許諾を求めないので、本人が掲載を望まない場合又は望まなくなった場合には、作品の送付先である函館地方法務局人権擁護課、同江差支局又は同八雲支局にその旨を申し出るものとする。

(6) 作品の公表に当たっては、応募者の意向に応じて、「氏名」又は「学年・氏名」を非公表とする。

(7) 入賞作品は、啓発物(カレンダー、PR用ポスター等)のデザインに活用する場合がある。

(8) 事務局を函館地方法務局人権擁護課に置き、関係事務等を取り扱うものとする。